

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 27 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 1 0 日から 令和 8 年 2 月 1 8 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 1 8 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 3 月 4 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 2 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,450,000 2,760,000	一括	690,000	30,518	6,678
1	1,800,000				
2	1,650,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 田原市赤羽根町新笹 |
| | 地 番 | 4 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 4. 5 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 田原市赤羽根町新笹 4 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 4 2 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8. 7 9 平方メートル
2 階 4 9. 6 8 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年11月25日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 田原市赤羽根町新笹 |
| | 地 番 | 4 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 4. 5 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 田原市赤羽根町新笹 4 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 4 2 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8. 7 9 平方メートル
2 階 4 9. 6 8 平方メートル |



令和 7 年(ㄗ)第 33 号

令和 7 年 6 月 9 日受理

令和 7 年 3 月 5 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所豊橋支部

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 田原市赤羽根町新笹 |
| | 地 番 | 4 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 4. 5 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 田原市赤羽根町新笹 4 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 4 2 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8. 7 9 平方メートル
2 階 4 9. 6 8 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1、2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物配置図 (概略) のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (債務者兼所有者) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 (債務者兼所有者) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物配置図 (概略) のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者	1 物件2建物には、私が住んでいます。 2 物件2建物はリフォーム工事等はありません。 3 物件2建物は、雨漏り等の不具合はありません。 4 室内でペットは飼育してません。 5 物件2建物内の各部屋で煙草は吸っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地南側隣地(地番42番3)との境界は境界標等は見受けられなかったが、境界上はフェンスで区画されており、物件1土地東側隣(地番43番1)との境界は道路に面した場所に境界標が埋設されており、境界上はコンクリート製の塀で区画されている。
物件1土地は、上記のとおり各隣地と区画されており、法務局備付けの地積測量図も存在していることから、境界は確認できる状況にあると思われる。
- 3 物件1土地と東側隣地(地番43番1)との境界上のコンクリート製の塀は、北側の道路部分で約1.4m、南側で東側隣地(地番43番1)及び南側隣地(42番3)と接している鍵型の部分で約1.1mの高低差があり、物件1土地が隣地(43番1)より高い位置に存在している(写真②参照)。
- 4 物件1土地南側に相応に成長した樹木が植えられており、枝葉が物件1土地南側隣地(地番42番3)及び東側隣地(地番43番1)に越境していると思料される。
- 5 物件1土地西側には駐車スペースが設置されている(写真①参照)。
- 6 物件2建物の1階及び2階の各部屋、また、台所及び洗面所には債務者兼所有者の多数の動産類が存在し、一部は放置されたような状態で残置されていた。
- 7 物件2建物2階洋室(4)は、多数の動産類が放置されたような状態で残置されており、部屋の奥まで立ち入ることができなかった。
- 8 物件2建物内の家財道具及び動産類の処分が必要になる場合には、買受人は相応の処分費用等を負担することになると思料される。
- 9 物件2建物内を外観したところ、雨漏り及び床のたわみ等の不具合は見当たらなかったが、廊下及び階段の壁のクロスに汚損及び剥がれが見受けられた。
また、相応の期間、掃除等の清掃作業がなされていないと思われ、廊下及び階段の床面は埃が堆積して、べとべとした状態でかなり汚損している状況も見受けられた。
- 10 物件2建物1階洋室(1)及び洋室(2)は、引戸で区画されているが、引戸を開放した状態で双方の部屋を往来することができる構造になっている。
- 11 物件2建物2階ベランダは、排水口が詰まっていると思われ、雨水が滞留している状況が見受けられた。
- 12 物件1土地からベランダ付近の外壁を外観したところ、壁面にクラックが生じてひび割れが生じているのが見受けられた。
- 13 物件2建物は上記9及び11及び12記載のとおり経年以上に劣化した状況であると思われ、物件2建物を使用収益するためには、買受人は相応の改修費用を負担することになると思われる。
- 14 占有関係は2枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 6月19日(木) 9:00 — 9:10	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R7年 6月24日(火) 14:00 — 14:35	目的物件所在地	物件確認、占有状況調査、現況調査実施通知投函
R7年 7月16日(水) 14:30 — 16:50	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行
—		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☒ 令和7年 7月16日

目的物件は施錠されていたので、全戸不在と思われたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところ、債務者が在宅していた。

☐ 令和 年 月 日

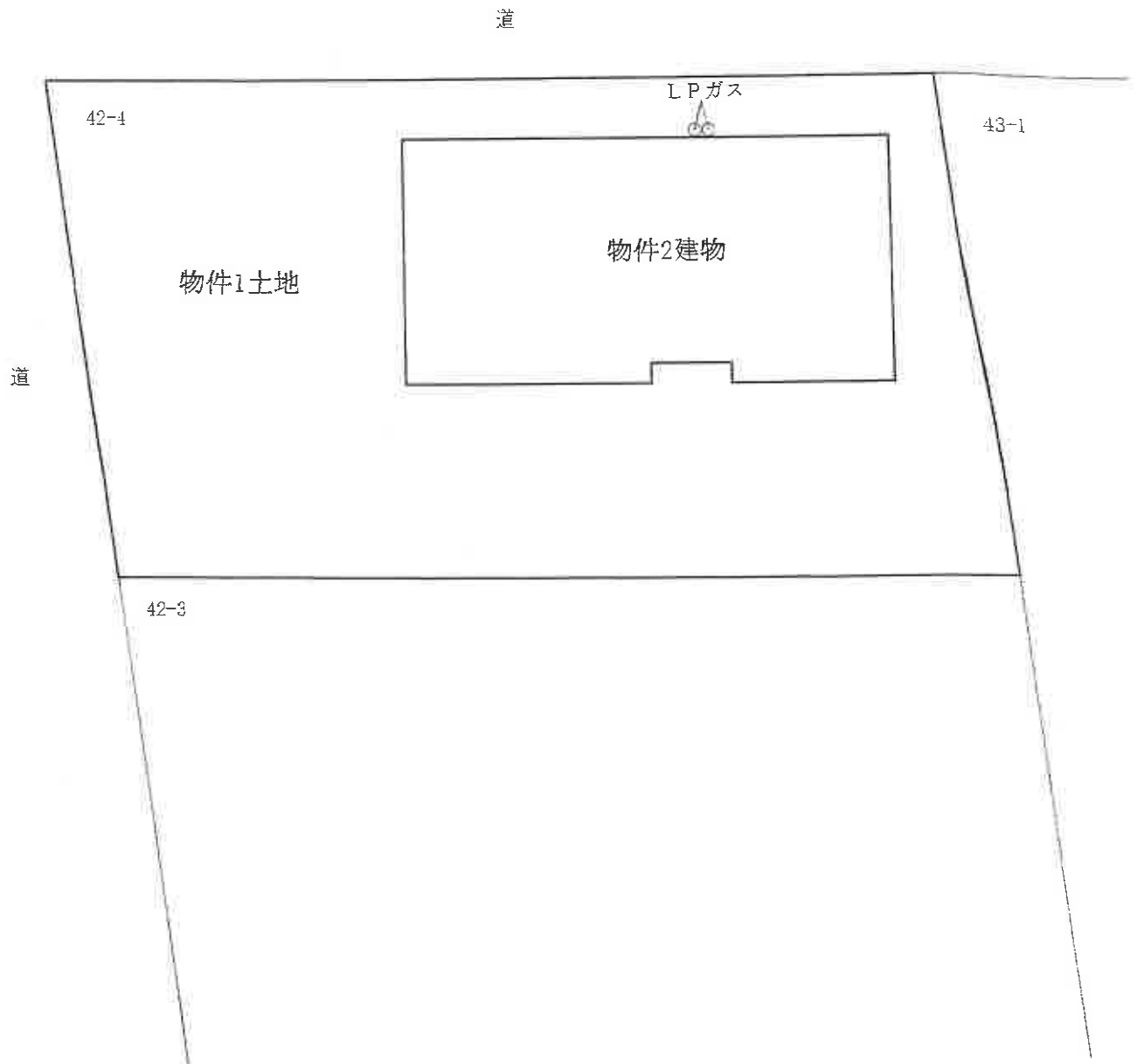
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

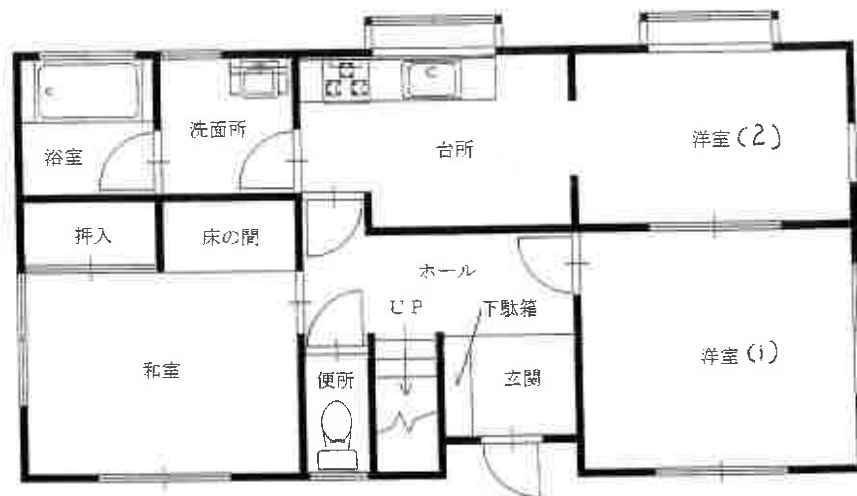
土地建物配置図 (概略)



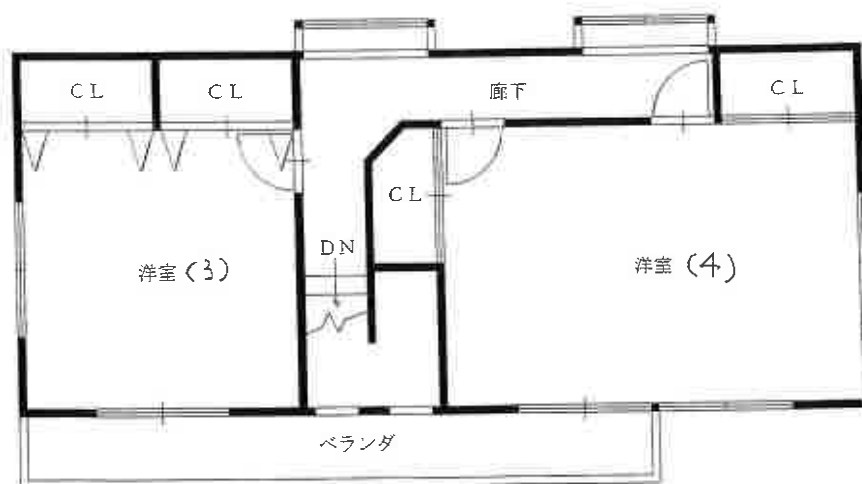
建物間取図 (概略)



1階



2階



(物件2建物)

①



物件1
屋外の状況

隣地(地番42番3)

(物件2建物)

②



物件1 土地上の樹木

物件1

屋外の状況

(8 枚目)

③



屋内の状況（1階 和室）

④



屋内の状況（1階 洋室(1)）

（ 9 枚目）

⑤

浴室



屋内の状況（1階 台所（キッチン））

⑥



（2階 洋室(4)）

（ 10 枚目）

令和 7年(ケ)第33号

令和 7年 6月11日 受 理

令和 7年 7月16日 現地調査

令和 7年 8月 4日 評 価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 笠 原 貴 洋

第1 評価額

一括価格	
金3,450,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,800,000円
物件2（建物）	金1,650,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 積	田原市赤羽根町新笹 4 2 番 4 宅地 2 1 4 . 5 1 m ²	「同左」
2	所家屋番 種 号 構 類 床 面 積	田原市赤羽根町新笹 4 2 番地 4 4 2 番 4 居宅 木造スレート葺 2 階建 1 階 5 8 . 7 9 m ² 2 階 4 9 . 6 8 m ²	「同左」
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅の南西方道路距離約10.0km (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅のほかに農地等が見られる住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% — 立地適正化計画（都市機能誘導区域、居住誘導区域）、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件 (規模,形状等)	地積 214.51m ² 間口 約11.1m、奥行 約19.3m 形状 ほぼ長方形	
接面道路の状 況	南西側幅員約4.8m舗装市道とほぼ等高、北側幅員約6.0m舗装市道より0～約1.4m高く接面する角地である。（南西側道路及び北側道路は建築基準法上の道路である）	
土地の利用状 況等	物件1土地は、物件2建物の敷地等として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込 の有無を基準 としている)	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あり なし あり
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	目視では土壌汚染等の形跡は見られず、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設としての届出もない。過去の住宅地図、登記簿謄本等によれば、過去は畑でその後宅地として利用されているが、土壌汚染の可能性リスクは不明であるため、汚染の有無等の確認には専門職による調査が必要である。	
特 記 事 項	・ 本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定区域外である。 ・ 担当課（田原市役所下水道課）によれば、本件土地には下水道管が埋設されているが、物件2建物に下水道は接続されておらず、浄化槽を使用しているとの回答であった。詳細は担当課に確認する必要がある。 ・ 本件土地は東側隣接地より約1.1～1.4m高いほか、本件土地の南東側の樹木の枝が周辺隣接地に越境している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物 ＜家屋番号42番4＞
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）平成 7年 6月22日新築 経過年数 約30年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数を満了している
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレート 外 壁 サイディング 内 壁 クロス等 天 井 クロス等 床 フローリング等 設 備 電気、給排水、LPガス等 そ の 他 ー
床面積（現況）	登記数量と同じ
現況用途等	現況用途 居宅 間 取 り 5K (附属資料「建物間取図（概略）」のとおり)
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	やや劣る
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特 記 事 項	・外壁にひび割れが見られるほか、屋内の各所に煙草によるクロスの変色や剥がれ等の劣化が見られる。またベランダの排水に不具合があるものと推測される。 ・屋内に多数の物が散乱している。 ・建築年数よりアスベスト含有建材等を使用している可能性を有するが、詳細は専門職による調査が必要である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格の判定

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	21,500	1.03	214.51	0.90	4,280,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 田原-8

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $21,500 \text{ 円/㎡} \times 100.0/100 \times 100/100 \times 100/100 = 21,500 \text{ 円/㎡}$

（上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし。

◇地域格差：なし。

イ 個別格差：角地1.03

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を現況から見て10%と査定。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	198,000	108.47	0.03	640,000

ウ 現価率：耐用年数を越えた建物であり、維持管理の状態等に基づき現価率を3%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた基礎となる価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,280,000	0.40	法定地上権	1,710,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等 価 格 の 控 除 及 び 加 算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ}×エ×オ
1	4,280,000	-1,710,000		1.00	0.70	1,800,000
2	640,000	+1,710,000	0	1.00	0.70	1,650,000
一括価格(合計)						3,450,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 田原－8

所 在：田原市赤羽根町新笹42番3

価 格：21,500円/㎡

位 置：豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅の南西方道路距離約10.0km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：214㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南西4.8m市道に接面

用途指定等：第一種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：一般住宅のほかに農地等が見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 3 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上

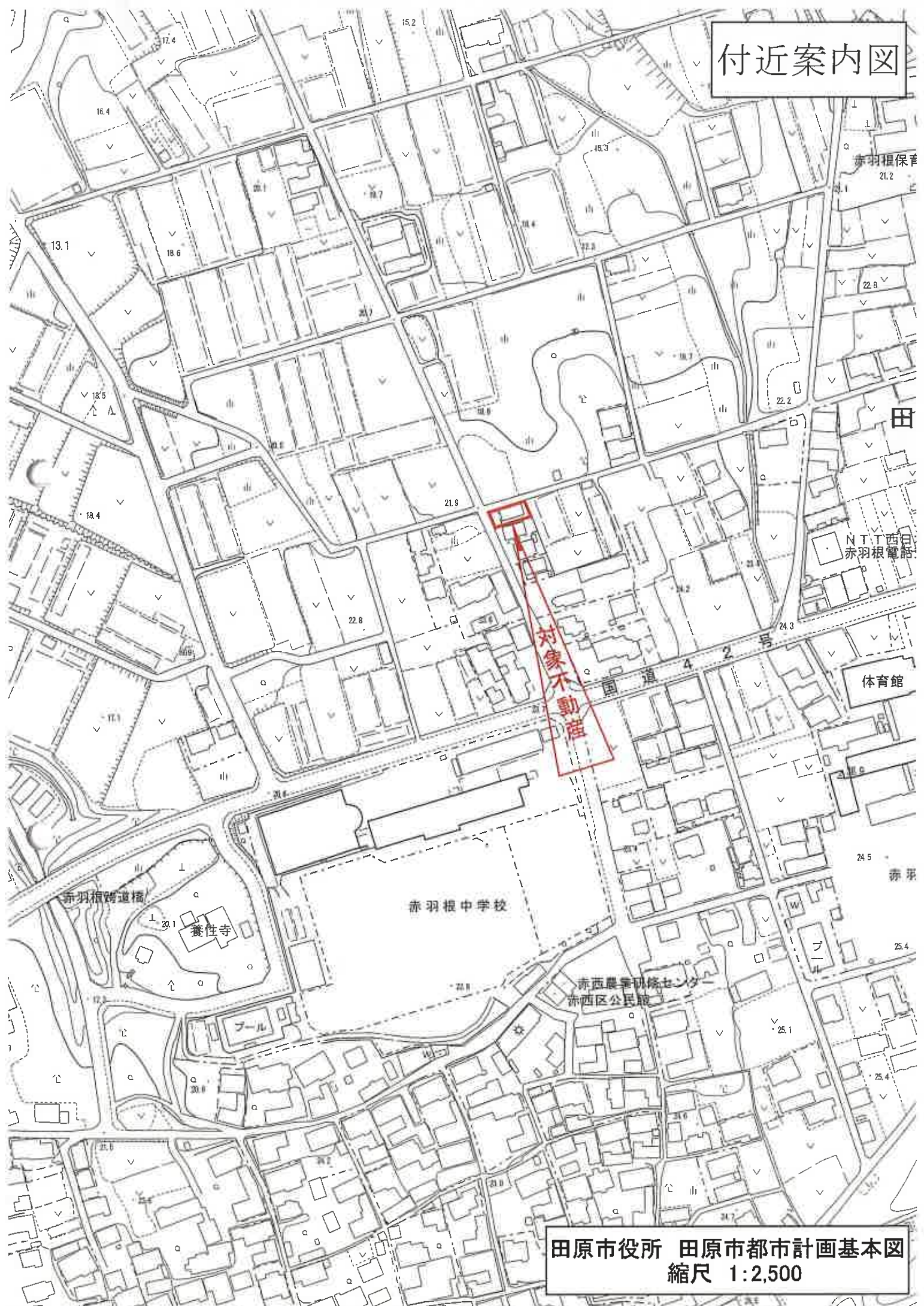
位置図

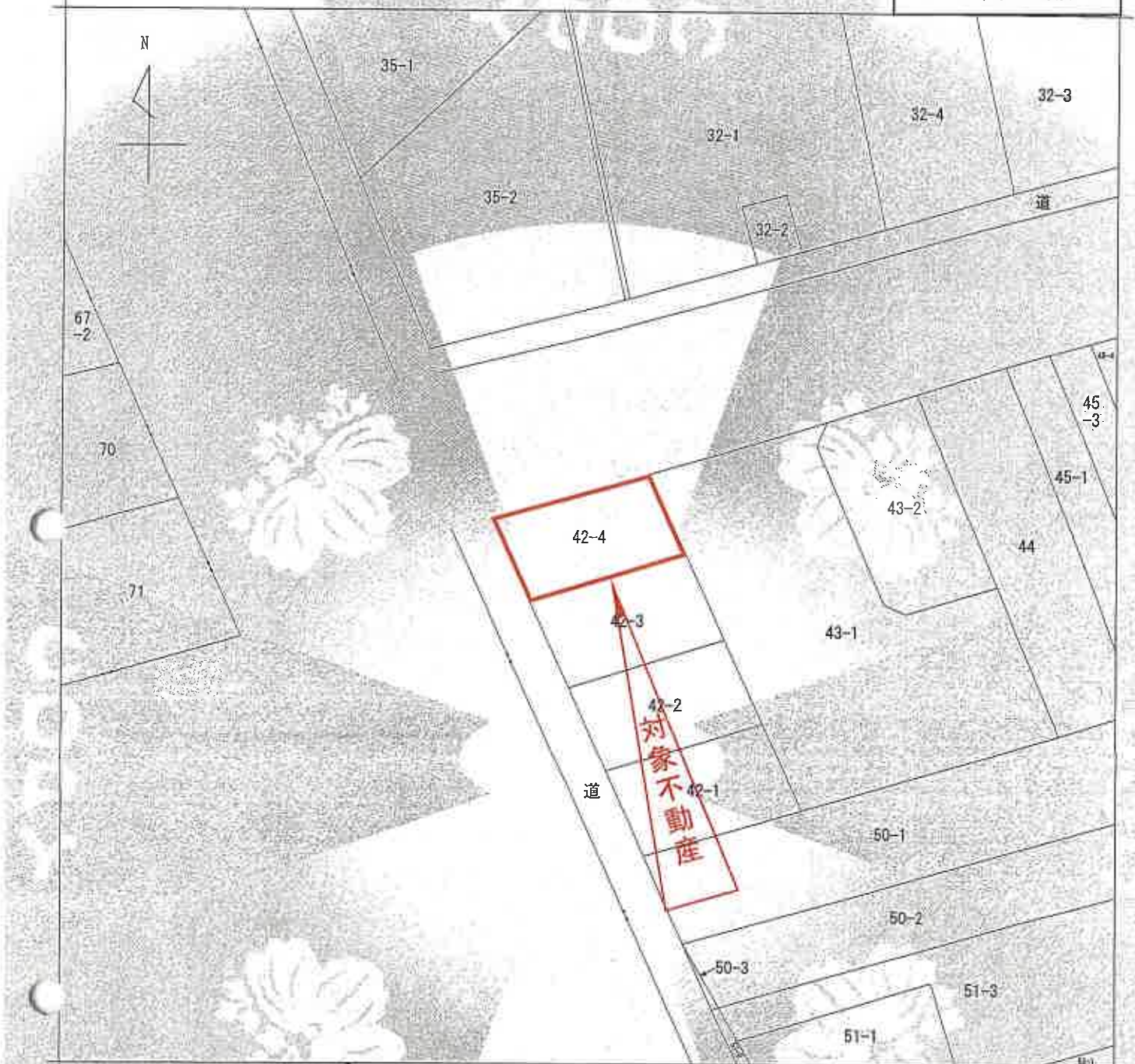


地価公示
田原 8

田原市役所 白図
縮尺 1:10,000

付近案内図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を原簿にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	田原市赤羽根町新笹				地番	42番4		
出力縮尺	1/500	精度区分		原簿系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和34年3月31日				備付年月日(原簿)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局豊橋支局管轄)

令和7年4月23日

東京法務局

地図整理番号：M87110

登記官

登記年月日：平成6年2月25日

（名古屋法務局豊橋支局管轄）
令和7年4月23日 東京法務局

8030837

領 42-1 平成15年8月20日行政区画を田原市赤羽根町と変更

地 番 42-1ないし42-4 地 積 測 量 図 42-4

土地の所在 渥美郡赤羽根町大字赤羽根字新地42

座標求積表

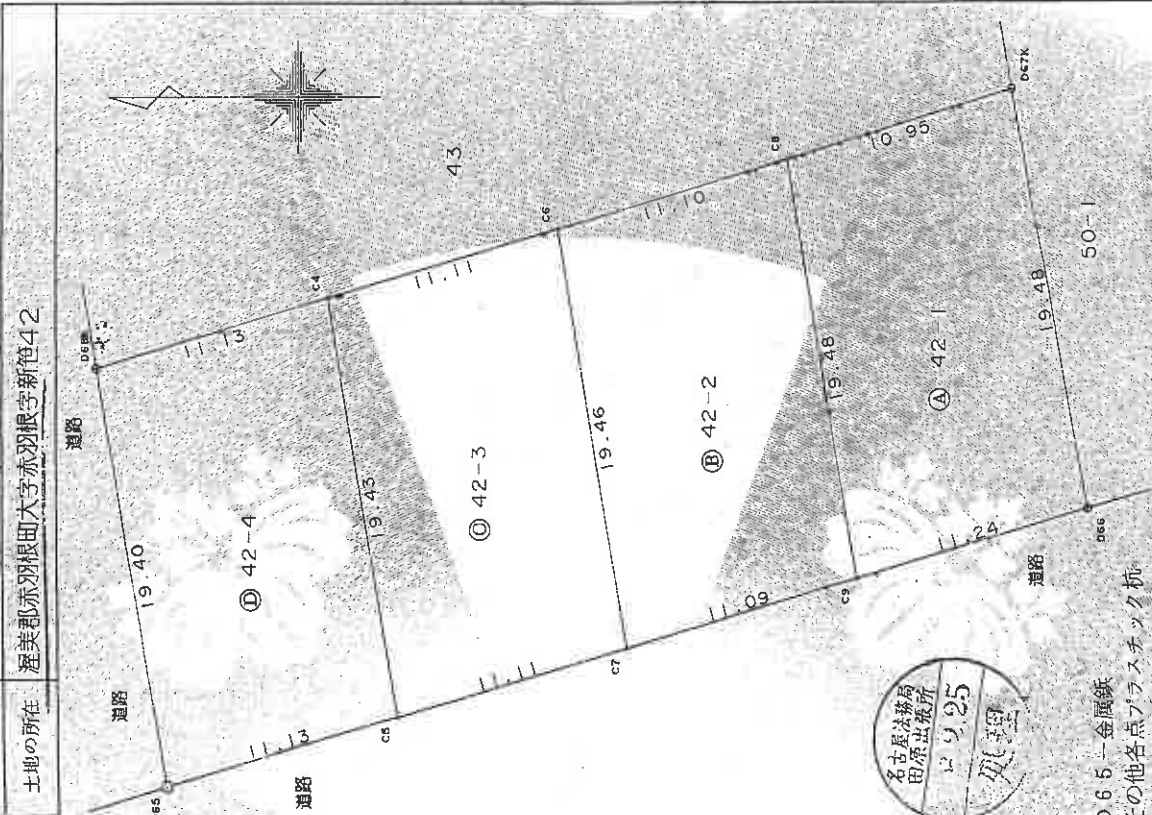
地番	④ 42-1	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距	寬
C9		468.527	513.947	-7171.102491		11.24
D66		457.738	517.120	-3796.695040		19.48
D67K		481.185	536.297	7482.952041		10.95
C8		471.691	533.178	3914.592876		19.48
			包面積	429.747386		
			包面積	214.8736930		
			包面積	214.87	m	

地番	⑤ 42-2	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距	寬
C8		471.691	533.178	7361.588646		11.10
C6		492.334	530.019	3966.132177		19.46
C7		479.174	510.916	-7052.836512		11.09
C9		468.527	513.947	-3845.865401		19.48
			包面積	429.018910		
			包面積	214.5094550		
			包面積	214.50	m	

地番	⑥ 42-3	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距	寬
C6		482.334	530.019	7324.332561		11.11
C4		492.993	526.855	3952.993065		19.43
C5		489.837	507.680	-7015.629920		11.11
C7		479.174	510.916	-3832.652448		19.46
			包面積	429.043258		
			包面積	214.5216290		
			包面積	214.52	m	

地番	⑦ 42-4	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距	寬
C4		492.993	526.855	7286.404650		11.13
D68K		503.567	523.886	3959.589778		19.40
D65		500.516	504.940	-6977.788200		11.13
C5		489.837	507.680	-3819.276640		19.43
			包面積	429.029588		
			包面積	214.5147940		
			包面積	214.51	m	

総計 858.4195710



D65-金属紙
その他各点プラスチック板

製作者

2月18日(作製)

(愛知県土地家屋)

申請人

1/250

登記年月日：平成7年7月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局登録官署管轄)

令和7年4月23日 東京法務局

登記官

9030162

各階平面図

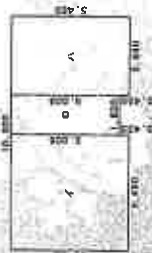
家屋番号
42番4

建物
面

建築物の所在
愛知県豊田県豊田市中野町42番地4

平成15年8月20日行政區画を田原市赤羽根町と変更

1 階



求積表

イ	5.460 X 5.460	=	29.811600
ロ	5.005 X 1.820	=	9.109100
ハ	5.460 X 3.640	=	19.874400
合計			58.795100
床面積			58.79 m ²

2 階



求積表

イ	4.550 X 10.720	=	48.806000
ハ			48.806000
床面積			48.81 m ²



作製者

作製

縮尺

1/250

申請人

縮尺

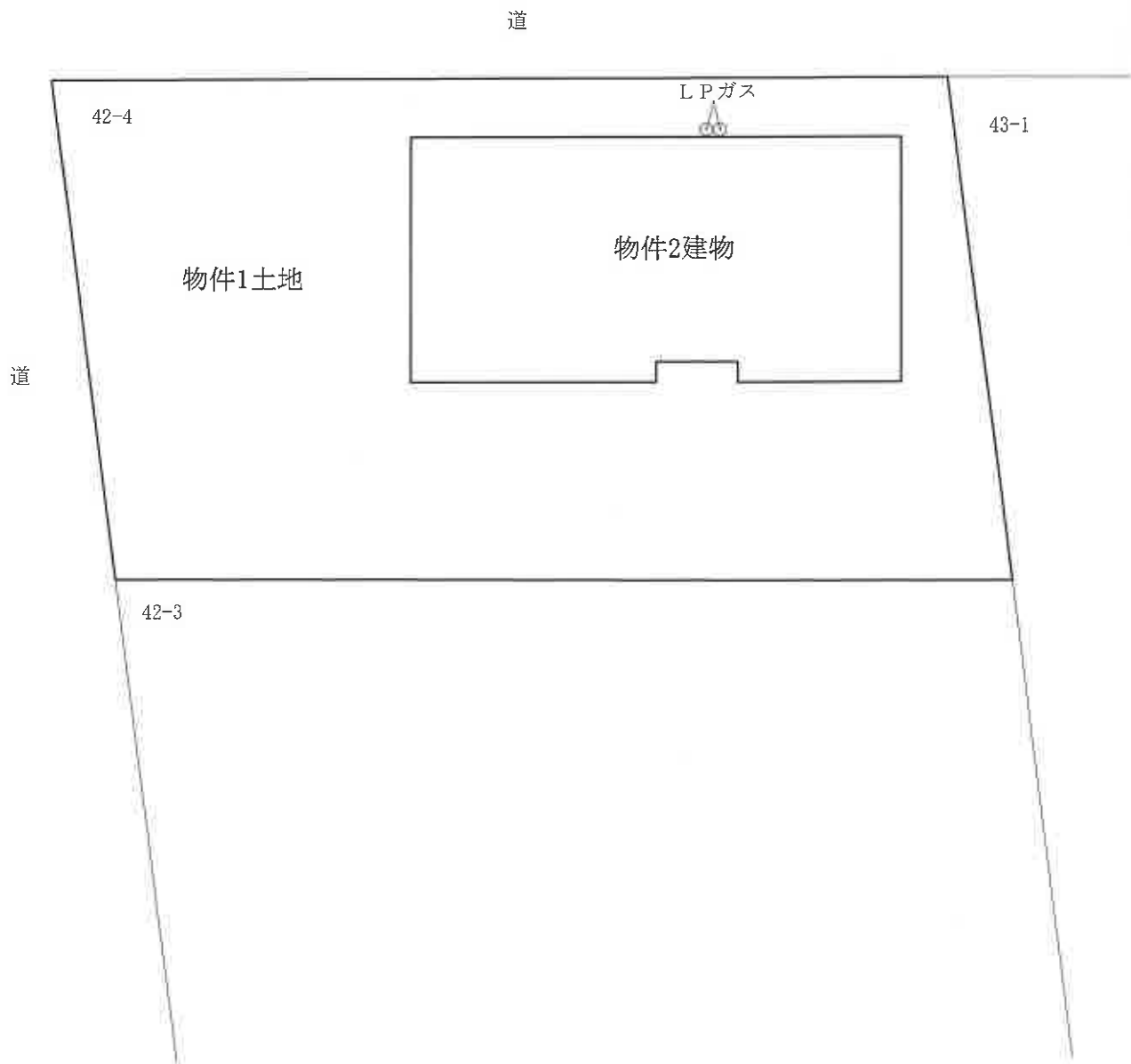
1/500

(全頁専用)

(愛知県土地建物登記士会 用紙)

A4判に縮小

土地建物配置図 (概略)



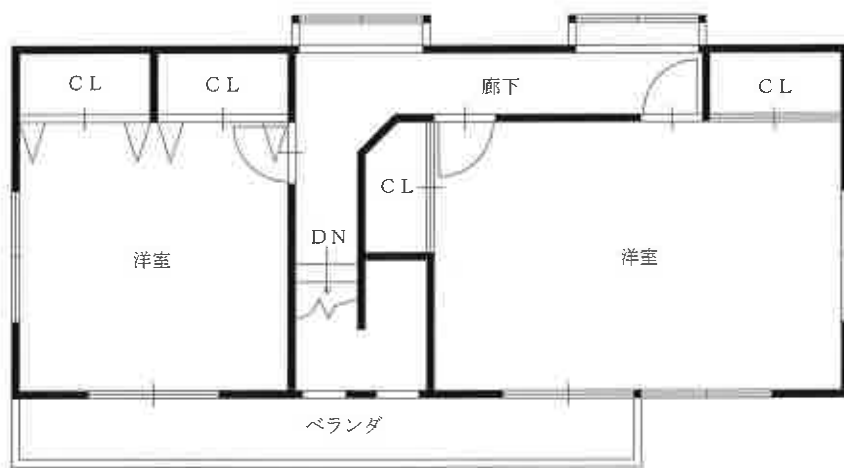
建物間取図 (概略)



1階



2階





物件 1 土地

写真番号 1

物件 2 建物



物件 2 建物

写真番号 2

物件 1 土地